



厚生労働省

月報

宮城労働局

No.8  
平成28年  
12月発行

ひと、くらし、みらいのために

～ On your side ! ～

## ”魅力ある職場”をめざす企業を労働局長が訪問

～ ベストプラクティス企業 株式会社 一ノ蔵 (大崎市) ～



本社社屋 (大崎市)

鈴木社長(左)の案内で、社屋を視察する  
尾形局長(右)

様々な取組等について、お話を伺いました

11月10日「過重労働解消キャンペーン」の一環として尾形局長による「ベストプラクティス企業」訪問を行いました。

ベストプラクティス (Best practices) という言葉は聞き慣れないと思いますが、労働局では長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている優良企業にこの名称を用いています。今回訪問させていただいた、株式会社一ノ蔵は、県内有数の酒類製造業者として、広く県民に知られている企業です。同社は、品質の高い商品を作り上げて利益を生み出すことはもとより、従業員の働き方を改善し、長時間労働削減に向けた取組などを通じて、魅力ある職場づくりに積極的に取り組んでいることから、職場訪問の対象に選定させていただきました。

長時間労働にまつわる様々な事柄が、連日報道などで取り上げられていますが、働き方改革を通じて会社がより元気になることで利益につながるよう、私たちは県内の企業経営者の皆様を全力でサポートいたします。

### 【株式会社一ノ蔵の取組】

株式会社一ノ蔵では、人を大切にするという企業文化のもと、各部門ごとに労働時間や有給休暇の取得状況を集計し、時間外労働の削減、休暇取得の促進に取り組んでいます。特に、アニバーサリー休暇の新設は、休暇取得の大きな後押しとなっています。

鈴木社長は、「時間外労働を削減していく取組の一つとして、”ジョブローテーション”を行い、これにより各人の能力を高めることにもつながりました。」「働いている人を大切にすることで、企業経営者も従業員も一緒になって会社も労働環境も良くなり、いこうという意識を持つことが出来ます。こうした意識は生産性の向上にもつながりました。」と話しています。

今回ご紹介した、宮城のベストプラクティス企業の取組が、働き方の改善 (=魅力ある職場づくり) のヒントとして、広く伝わることを期待しています。



テレビ局や新聞記者による取材の様子

”ベストプラクティス企業”とは、長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている優良企業です。「過重労働解消キャンペーン」期間(11月1日～11月30日)に合わせて、宮城労働局長が県内で先進的な取組を行っている企業を訪問しました。

(労働基準部監督課 電話 022-299-8838)

# こんなにたくさん！ハローワークの多彩なメニュー

ハローワークが就職・転職のための仕事探しや失業した際の雇用保険の受給等の業務を行っていることは、皆さんもよくご存じのことと思いますが、実はそのほかにもたくさんのお役立ちメニューをご用意しています。もちろんご利用は無料です。

人手が不足している福祉分野（介護・看護・保育）や建設等

の分野については、マッチング支援のミニ面接会、会社見学会、職種セミナーなどを、また、各種助成金の活用による採用支援・定着支援では、専門のコンサルタントを派遣して、労務管理の改善や福利厚生制度の導入をご提案するなど、働く人にやさしい職場づくりに向けた支援も行っています。

## 求職者向け

担当制  
予約相談による支援

各種セミナー

職業訓練

職業適性診断・  
カウンセリング

## 求人者向け

人材育成支援

職場定着支援

雇用管理・雇用環境の  
改善支援

働き方・休み方  
改善コンサルタント

## マッチング

福祉分野への  
就職支援

会社説明会  
ミニ面接会  
施設見学会

(職業安定部職業安定課  
電話 022-299-8061)



# 全国産業安全衛生大会 in 仙台（続報）

緑十字展では東日本大震災被災3労働局の展示ブースも



尾形局長(左から2人目)等によるテープカット



宮城・岩手・福島労働局共催パネル展

月報の前号でもご紹介した全国大会（10/19～21）では、国内最大の安全衛生保護用品等の展示会「緑十字展」（会場：夢メッセみやぎ）が併催され、約1万2千人が来場しました。宮城・岩手・福島の大震災被災3県労働局は、共催で「職場と雇用の復興に向けて」と題し、東日本大震災における労働行政の対応や教訓を掲げたパネル展を開催しました。初日には尾形局長が出席してオープニングセレモニーが開催されたほか、厚生労働省田中安全衛生部長が、同パネル展や最先端の安全衛生技術を視察しました。

(労働基準部健康安全課 電話 022-299-8839)

## 宮城の㈱アステム等が中災防会長賞を受賞

産業安全・衛生の推進向上に著しい成果を収め広く地域の普及啓発に顕著な功績が認められる中央労働災害防止協会会長賞に、昭和電工㈱、トヨタ自動車㈱に並んで、宮城から㈱アステム（蔵王町）が選ばれ、本大会で表彰されました。同社の「従業員の安全と健康確保は企業活動と不可分の関係にある」とのトップの認識のもと、ゼロ災全員参加運動を展開、事故のない企業風土づくりの取り組みが評価されたものです。

中央労働災害防止協会会長賞とは

中央労働災害防止協会（中災防）の事業活動に深い理解を有し、産業安全及び労働衛生の推進向上に努め、著しい成果を収めるとともに、広く地域又は業界に対して普及啓発に尽くし顕著な功績が認められる企業又は団体に対して中央労働災害防止協会会長賞を贈り、これを表彰しています。（中災防 HP より）

## 開発途上国の安全衛生を担う皆さんが仙台労基署を視察

国際協力機構（JICA）では、開発途上国において労働安全衛生政策に取り組んでいる行政官等を対象に研修事業を行っており、イラクなど9か国24名の研修生が本全国大会に参加され、大会2日目の10月20日午前には、日本の労働基準監督行政の現場を視察するため仙台労基署に来署されました。同署からの説明に対して研修生からは活発な質問が出され、母国における労働安全衛生施策への熱意が感じられる視察となりました。



熱心な質問が相次いで寄せられました。  
(仙台労働基準監督署会議室にて)

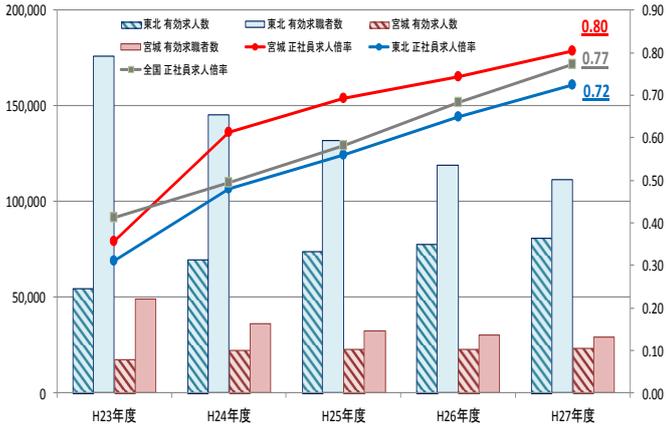


研修生の皆さんと仙台第4合同庁舎前にて  
岩淵仙台労働基準監督署長(中央)、菅原副署長(左端)

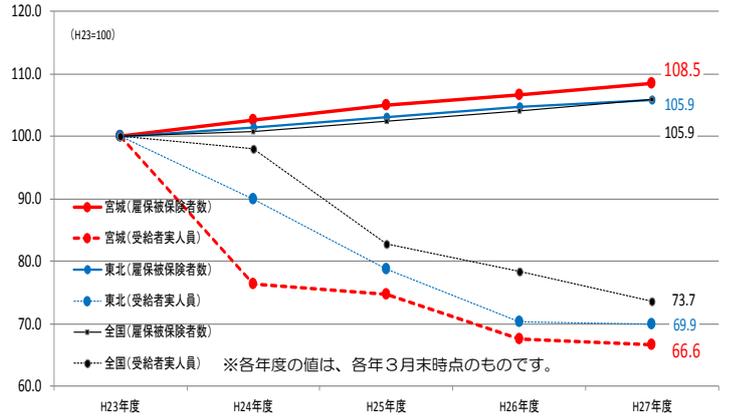
# 宮城と東北の雇用情勢

(職業安定部職業安定課 電話 022-299-8061)

【東北・宮城】正社員 有効求人・有効求職・有効求人倍率の推移



【東北・宮城】雇用保険被保険者・受給者実人員の推移



宮城と東北全体の正社員に係る求人倍率等の推移を表したグラフで、平成23年度から27年度まで、各年度月平均の数値を表示しています。宮城は東北及び全国の正社員有効求人倍率を一貫して上回って推移しています。一方で、東北全体では全国の倍率を下回って推移しています。10月の宮城の状況は、有効求人数は25,250人、有効求職者数は25,938人、有効求人倍率(原数値)は0.97倍で過去10年(平成18年4月以降)では最も高い水準となっています。

雇用保険被保険者数は、宮城では毎年1万人以上増加しており、東北と全国も増加傾向ですが、宮城の増加の割合が大きい状況です。雇用保険受給者実人員は、宮城の場合、23年度震災により失業した方が多く受給していましたが、その後減少の動きとなっています。求職者減少の背景には、このように離職し失業給付を受給する方が減少していること、求人数の増加傾向に伴い、就業する方＝雇用保険加入者が増加傾向にあること等も一つの要因と言えるところです。

## 労働災害発生状況(平成28年10月末)

年末・年始は、過労による労働災害・健康障害に注意を!

(労働基準部健康安全課 電話 022-299-8839)

休業4日以上の死傷者数(うち死亡者数)	平成28年		平成27年同期		平成28年と平成27年の比較	
	人数	割合	人数	割合	増減数	増減%
全産業	1,855人	(13人)	1,763人	(16人)	92人	(▲3人) 5.2%
製造業	369人	(3人)	309人	(3人)	60人	(▲0人) 19.4%
建設業	339人	(5人)	295人	(3人)	44人	(▲2人) 14.9%
陸上貨物運送事業	238人	(0人)	237人	(3人)	1人	(▲3人) 0.4%
林業	24人	(1人)	20人	(0人)	4人	(▲1人) 20.0%
第三次産業	802人	(4人)	815人	(4人)	-13人	(▲0人) -1.6%
商業	316人	(0人)	286人	(0人)	30人	(▲0人) 10.5%
小売業	220人	(0人)	214人	(0人)	6人	(▲0人) 2.8%
社会福祉施設	124人	(0人)	118人	(1人)	6人	(▲1人) 5.1%
上記以外の業種の合計	83人	(0人)	87人	(3人)	-4人	(▲3人) -4.6%

10月末の宮城県内の休業4日以上の労働災害は、全業種で、死亡13人を含む1,855人となっています。前年同期比では、全業種では5.2%の増加で、製造業が+19%、建設業が+15%、商業が+10%等と、大幅に増加しています。なお、全国的には前年同月比、全産業で+1.4%、製造業+0.4%、建設業-1.9%(いずれも9月末)となっています。繁忙となる年末年始は労働災害多発期間です。過労に起因する労働災害や心身の健康障害の危険性に十分注意をしてください。

## 過重労働解消相談ダイヤルを実施しました(速報)

11月6日(日)、宮城労働局では「過重労働解消相談ダイヤル」を実施しました。当日は、休日ということもあって、午前9時の相談受付開始時刻と同時に、複数の電話が鳴り始め、時間と共に数多くの相談が寄せられました。建設現場に勤める夫を心配する奥さんからは、「毎日夜遅くまで仕事をして、土日もない。昨日も夜中に帰宅しずっと寝ている。」という相談があり、また、息子の勤務状況を心配して電話したという母親の相談など、家族の健康状態を心配する内容の相談が数多くありました。詳しい結果については後日の公

表となりますが、この相談ダイヤルは「過重労働解消キャンペーン」期間に合わせて毎年実施しているもので、東北地区の電話を宮城で受けており、今回は昨年度を上回る57件の相談を受理いたしました。相談の内容が、監督指導等を要するものについては、所轄の労働基準監督署で対応しています。なお、お仕事の都合などから平日の昼間に労働基準監督署等への相談が困難な方のために、夜間や休日に相談をお受けする「労働条件相談ほっとライン」もご用意しておりますので、ご利用願います。(労働基準部監督課 電話 022-299-8838)

「労働条件相談ほっとライン」0120-811-610 (月・火・木・金は午後5時から午後10時まで、土・日は午前10時から午後5時まで)

# 「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」 宮城局の取組状況

## 改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法説明会を開催



10月31日開催：仙台会場

### 【主な改正のポイント】

#### <男女雇用機会均等法>

- ▶妊娠・出産等を理由に、労働者が就業環境を害されることがないように雇用管理上の措置を講ずることの義務付け

#### <育児介護休業法>

- ▶育児休業・介護休業の申出ができる有期労働者の要件の緩和
- ▶介護休業の分割取得や子の看護休暇・介護休暇の取得が半日単位に
- ▶育児休業・介護休業等を理由に、労働者が就業環境を害されることがないように雇用管理上の措置を講ずることの義務付け

事業主の皆様は、改正法施行日（平成29年1月1日）までに、制度の整備などのご対応をお願いします。

10月31日（仙台市内）と11月8日（石巻市内）の2回、改正男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法説明会を開催しました。今般の法改正は、小さなお子さんや介護が必要なご家族を抱えながら仕事を続ける労働者が、より働きやすい環境を作るためのものです。

改正法についてのお問い合わせは

雇用環境・均等室（022-299-8844）まで



仙台会場の相談コーナーの様子  
渡辺雇用環境・均等室長（右）



11月8日：石巻会場で説明する  
渡辺雇用環境・均等室長（中央奥）

## 雇用環境・均等室（第4合同庁舎8階）にハラスメント特別相談窓口を開設中！

平成29年1月から、妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関する上司・同僚からの職場でのハラスメント対策が事業主の義務になります。具体的なポイントは次のとおりです。



- ① ハラスメントがあってはならない旨の方針の明確化
- ②相談窓口の体制整備
- ③ハラスメントが生じた場合の適切な対応
- ④ハラスメントの原因や背景となる要因の解消
- ⑤相談者等のプライバシーの保護措置、相談したこと等を理由とする不利益取扱を行わない旨の定め・周知

◎ セクシュアルハラスメント対策も事業主の義務です！

◎ パワーハラスメント対策は、予防・解決のための取組を！

### マタニティハラスメントとは

妊娠・出産、育児休業等の制度を利用したこと等を理由とした解雇、減給、契約を更新しないといった行為。また、これらに関して、上司・同僚が職場環境を害する言動を行うこと。

### セクシュアルハラスメントとは

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなること。

### パワーハラスメントとは

同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させること。

働く方、企業のご担当者の皆様、ぜひご利用ください。

電話022-299-8844

❌ こんなケースはNG!  
契約更新をはずすはずだったのに、妊娠の報告を受けたので雇い止めとした。

❌ こんなケースはNG!  
育休を1年間とりたいと相談されたので、経営悪化等を口実に解雇した。

❌ こんなケースはNG!  
実際は妊娠が理由だったが、別な理由をつけて正社員をパートにした。

❌ こんなケースはNG!  
「非正規雇用は制度がない」と言って、産休を認めなかった。



編集 宮城労働局雇用環境・均等室

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎8F TEL 022-299-8834/8844

この広報誌は宮城労働局ホームページでもご覧いただけます。（宮城労働局HP <http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



“On your side!”は、宮城で奮闘する経営者の方、働く方、仕事を探す方々の傍で「お役に立ちたい」と願う私たちからのメッセージです。

“Good job”を合言葉に、魅力ある職場を目指す皆様から、「Good job!」と言っていただけるよう、私たちは頑張ります。



厚生労働省

月報

宮城労働局

No.7  
平成28年  
11月発行

ひと、くらし、みらいのために

～ On your side ! ～

# 動きはじめた「働き方改革」 宮城局の取組

～過重労働解消キャンペーンとタイアップした長時間労働防止の取組～

## 魅力ある職場とは

難しい定義はさておいて、読者の皆さんにとって魅力ある職場とはどのようなものでしょうか。感じ方はそれぞれかもしれませんが、私たちは、皆さんの職場が、「自身のお子さんやご家族など大切な方に「是非働かせたい。」と思える職場であってほしいと願っています。

宮城労働局をはじめとする10機関で組織する、宮城働き方改革推進等政労使協議会では、魅力ある職場作りを目指して、本年8月に「宮城『働き方改革』に向けた共同宣言」を採択し様々な取組を掲げており、長時間労働の是正に力を入れています。宮城の年間総労働時間は、一般労働者については2,000時間を超えて推移しており、全国平均を上回る長時間労働の実態がみられるところです。

## 「要請」の意味するところは

宮城労働局では、今般、尾形局長及び木幡労働基準部長が、県内の主要な使用者団体及び労働組合を訪問して、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請を行いました。

職場作りには、経営トップや、働く方々の代表が果たす役割が非常に重要であり、各種の団体を通じて、所属する企業の皆さんにご理解いただくことが、目配りや気配りの効いた職場作りの第一歩には欠かせないものといえます。右にご紹介している団体のご協力があってこそ、様々な改善策が具体的に動き始めるものと考えています。

## 過重労働解消キャンペーン

11月1日～30日は、「過重労働解消キャンペーン」月間となっております。全国の労働局が以下のテーマに取り組みます。

- ① 長時間労働の削減
- ② 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- ③ 労働時間の適正な把握の徹底
- ④ 賃金不払残業の解消

また、宮城労働局では、次のセミナーを開催します。

- ◎労務管理担当者向けセミナー 11月25日(金)(仙台市)
- ◎過労死防止に向けたシンポジウム 11月26日(土)(仙台市)



宮城県経営者協会  
海輪会長(右)、尾形局長(左)



宮城県中小企業団体中央会  
及川専務(左)、木幡労働基準部長(右)



宮城県商工会議所連合会  
今野常務(右)



宮城県商工会連合会  
稲妻事務局長(左)



連合宮城  
小出会長(右)



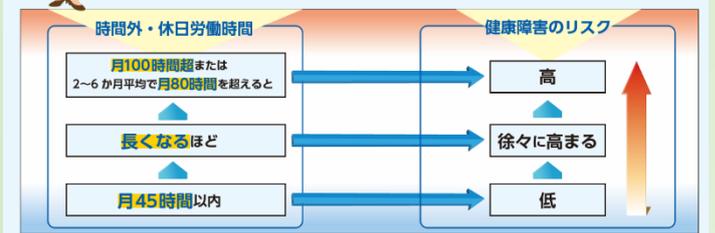
過重労働解消キャンペーン



知っていますか?

## 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

(労働基準部監督課 電話 022-299-8838)

# ユースエール認定企業が続々登場しています

9月29日、若者の雇用管理の状況が優良な中小企業を認定するユースエール認定制度について、県内第2例目となる、株式会社若柳タムラ製作所(栗原市)(ハローワーク築館管内第1号)と菅原産業株式会社(仙台市)

(ハローワーク仙台管内第1号)の認定通知書の交付式を実施しました。



株式会社若柳タムラ製作所の鈴木社長(左) 菅原産業株式会社の菅原会長(右)



株式会社 アントレコンサルティング ユースエール認定企業PRシートより

株式会社若柳タムラ製作所では、会社の益休みに一斉有給休暇取得日を設けたり、管理者教育を徹底して残業を防いでいます。菅原産業株式会社では、経営者自らが職場全体の雰囲気配慮し、働きやすい環境づくりの意識付けを行っています。なお、両社に続いて、株式会社アントレコンサルティング(仙台市)、仙台ガス保安工事株式会社(仙台市)が認定され、宮城県内では5社となりました。いずれの企業も、経営者自らが”働く人にやさしい”魅力ある職場づくりを実践しているところが大きな特徴となっています。



仙台ガス保安工事 株式会社 ユースエール認定企業PRシートより

(職業安定部職業安定課 電話 022-299-8061)

ユースエール認定制度とは、若者の適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に規定した若者雇用促進法(「青少年の雇用の促進に関する法律」)が施行されたことに伴い、若者の雇用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況が優良な中小企業(常時雇用する労働者が300人以下)を厚生労働大臣が認定する制度で、平成27年10月にスタートしました。認定企業になると企業のイメージアップに加え、宮城労働局が主催する新規学卒者を対象とした就職面接会へ優先的に参加可能となることやキャリアアップ助成金などの若者の採用・育成を支援する助成金の支給額が加算されます。

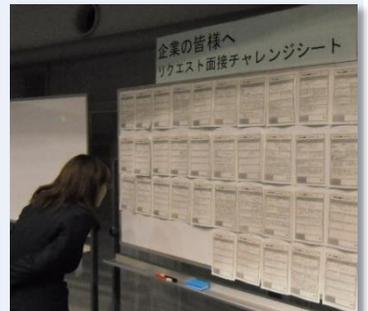
## みやぎ新規大卒等就職面接会が開催されました

10月18日と11月1日の両日、宮城労働局と県内各ハローワークは、宮城県・仙台市等の関係機関と連携し、平成29年3月新規大卒等卒業予定者及び大学等卒業後3年以内の既卒者と新卒者等採用予定のある企業が一堂に会した面接会を開催しました。



木幡労働基準部長による、企業選びに当たっての心構えも含めた、労働法セミナーからスタートし、学生等が希望する企業ブースを訪問する従来型の面接に加え、新たな試みとして、企業が面接してみたい学生等をリクエストして面接を行う、「リクエスト」

面接が行われました。学生等が自己PR文を記入した「リクエスト面接チャレンジシート」を会場内に貼り出し、貼りだされた中から、企業側が学生等を指名して面接を行うスタイルです。



企業も学生も初めてのリクエスト面接でしたが、思いがけない業種の企業から声がかかった学生や、数社からリクエストを受け時間いっぱいまで面接を受ける学生の姿も見られました。労働局では今後も継続して新規学校卒業生等の就職をサポートしていきます。

(職業安定部職業安定課 電話 022-299-8061)

## 11月は『職業能力開発促進月間』です

「ニッポン一億総活躍プラン」及び「働き方改革」において、若者の雇用の安定、非正規雇用労働者の待遇改善及び多様な人材力発揮のための様々な支援策が盛り込まれるなど、職業能力開発施策の推進に対する期待が高まっています。



労働局は、11月の「職業能力開発促進月間」において、職業能力の開発・向上につながる人材育成に関する支援策の積極的な周知・啓発を行ってまいります。

【宮城労働局、宮城県及び機構※宮城支部で実施する各種取組】

- ❖人材育成支援策リーフレットによる周知・啓発
- ❖人材育成支援策等に係る「助成金活用促進セミナー」(仮称)の開催
- ❖労働局作成の「11月は『職業能力開発促進月間』です。」のポスターの掲示
- ❖職業能力開発関係功労者、優良事業所、卓越した技能者(宮城の名工)の厚生労働大臣表彰式(宮城県12月1日)

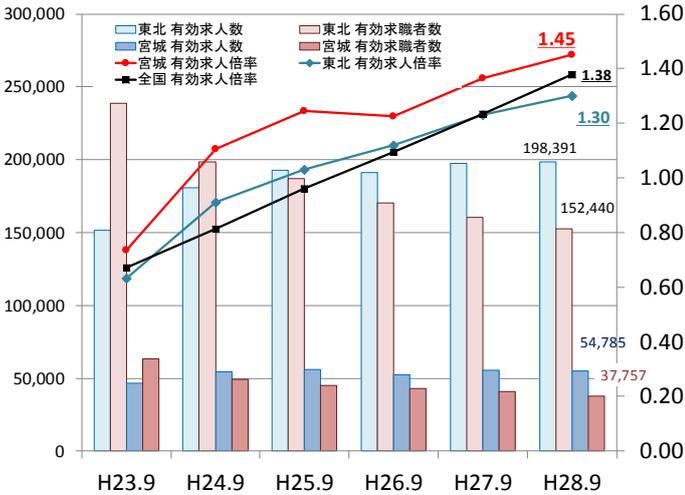
※(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

現在雇用している非正規労働者などの能力開発を行う場合、各種助成金を活用することができます。詳しくは、宮城労働局ホームページの「人材育成支援策のご案内」のパナーをクリックしてご確認ください。  
(職業安定部地方訓練受講者支援室 電話 022-205-9855)

# 宮城と東北の雇用情勢

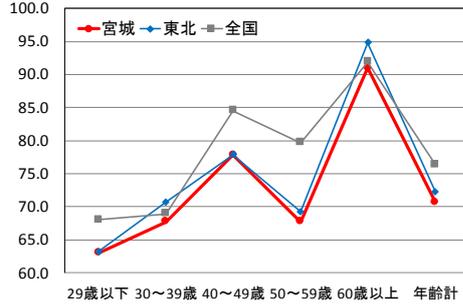
(職業安定部職業安定課 電話 022-299-8061)

有効求人・有効求職・有効求人倍率の推移



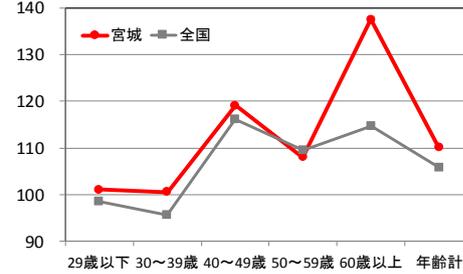
宮城は東北の求人倍率を一貫して上回って推移しています。東北の求人倍率も24年以降は全国平均を上回って推移しており、9月の求人状況は、東北全体は198,391人、宮城は54,785人で、宮城の求人数は東北全体の約28%を占めています。

新規常用求職者の年齢別状況<H27年度> H23=100



60歳以上の高齢層に比べて、若年層、とりわけ29歳以下の層の減少割合が大きい状況となっています。背景には、少子高齢化、首都圏等他圏域への流出等が考えられるところです。

雇用保険被保険者増減の年齢別状況<H27年度> H23=100



被保険者数は、23年度以降増加で推移しており、中でも40~49歳、60歳以上の区分で大幅に増えています

## 労働災害発生状況(平成28年9月末)

県内に交通死亡事故多発緊急事態宣言発令中！

(労働基準部健康安全課 電話 022-299-8839)

宮城労働局の労働災害発生状況(1月~9月)(速報版)				平成28年9月30日現在	
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	平成28年	平成27年同期	平成28年と平成27年の比較		
			増減数	増減%	
全産業	1,672人 (12人)	1,556人 (14人)	116人 (▲2人)	7.5%	
製造業	328人 (3人)	264人 (3人)	64人 (▲0人)	24.2%	
建設業	310人 (4人)	256人 (1人)	54人 (▲3人)	21.1%	
陸上貨物運送事業	213人 (0人)	212人 (3人)	1人 (▲3人)	0.5%	
林業	21人 (1人)	19人 (0人)	2人 (▲1人)	10.5%	
第三次産業	728人 (4人)	727人 (4人)	1人 (▲0人)	0.1%	
商業	284人 (0人)	261人 (0人)	23人 (▲0人)	8.8%	
小売業	200人 (0人)	195人 (0人)	5人 (▲0人)	2.6%	
社会福祉施設	114人 (0人)	101人 (1人)	13人 (▲1人)	12.9%	
上記以外の業種の合計	72人 (0人)	78人 (3人)	-6人 (▲3人)	-7.7%	

9月末の宮城県内の休業4日以上の労働災害は、全業種で、死亡12人を含む1,672人となっています。前年同期比では、全業種で7.5%の増加、製造業(24%)、建設業(21%)、社会福祉施設(13%)等で大幅な増加となっています。

県内では交通死亡事故が多発しており、県知事より緊急事態宣言が発令されています。死亡事故の内容では、労働者が被害者または加害者となっている事故も少なくありません。各事業場で、交通安全について朝礼や会議等で再徹底をするようお願いします。

## 有期実習型訓練のご案内

有期実習型訓練とは、契約社員・パートタイム・アルバイトといった非正規雇用労働者に対し、正社員転換を目的として「OFF-JT(座学等)」「OJT(実習)」「訓練修了後ジョブ・カードによる評価」を組み合わせたカリキュラムにより実施する教育訓練です。訓練受講者の能力向上・職場定着促進や、適正・能力を見極めたうえでの正社員転換実施、また、これらによる事業所の生産性向上など、事業主にとっても訓練を受講する労働者にとってもメリットがあるものです。また、訓練の実施に際しては「キャリアアップ助成金(人材育成コース)※」、訓練修了後の正社員転換に際しては「キャリアアップ助成金(正社員化コース)※」を活用することにより、費用負担軽減を図ることができます。

事業所における人材育成・人材確保への取り組みとして、有期実習型訓練の活用をご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

有期実習型訓練・キャリアアップ助成金

宮城労働局職業安定部助成金コーナー 電話022-299-8063

ジョブ・カード

宮城県地域ジョブ・カードセンター 電話022-212-4777

宮城県地域ジョブ・カードサポートセンター 電話0226-24-4961

※助成金については、訓練実施や正社員転換のほかにも支給要件があります。詳しくは助成金コーナーへお問い合わせ願います。

# 全国産業安全衛生大会 in 仙台 開催される！

全国から訪れた大会参加者は1万人を超え、多彩な分科会で多くの研究発表が行われました

第75回全国産業安全衛生大会が、10月19日から3日間にわたって、仙台で17年ぶりに開催されました。本大会は、東日本大震災から5年経過の節目の年に、「築こう未来へ 安全と健康でつなぐ 復興の架け橋」をテーマに開催されたもので、大会には全国から1万人を超える企業の安全衛生担当者等が参加し、成功裏に終了しました。大会初日には、二川厚生労働事務次官、厚生労働省安全衛生部田中部長等を迎え、仙台市体育館で約5千人が参加して、盛大に総合集会が開催されました。集会では、緑十字賞などの授賞式のほか、田中部長の講演、俳優の中村雅俊さんのスペシャルトークなどが行われ、立ち見の得ほどの盛況となりました。

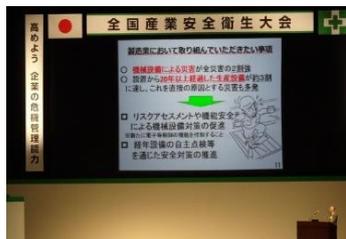
大会2日3日目は仙台国際センターほか市内4会場で、新設された「防災・危機管理分科会」をはじめとする12の分科会で、5つのパネルディスカッション、270に及ぶ講演・研究発表が行われました。



「大地震と地域と観光の力」について講演する南三陸ホテル観洋の阿部女将



祝辞を述べる二川厚生労働事務次官



田中安全衛生部長の講演



「災害に伴う職場のメンタルヘルス」について講演する横浜労災病院の山本先生

(労働基準部健康安全課 電話 022-299-8839)

## 「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」展開中！

### 男女雇用機会均等法と 育児・介護休業法改正のポイントは？

【平成29年1月1日施行】

#### 1 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするために

- ・介護休業の分割取得が可能となります。
- ・介護休暇が半日単位で取得できるようになります。
- ・介護のための所定外労働の制限（残業の免除）が申し出られるようになります。
- ・パートなど期間雇用の方の介護休業取得要件が緩和されます。
- ・介護のための所定労働時間短縮措置等の制度が、介護休業とは別に、利用開始から3年間で2回以上利用できるようになります。

★詳細についてのお問合せ先 宮城労働局雇用環境・均等室（電話 022-299-8844）

★改正法の内容については、宮城労働局ホームページで！

#### 2 妊娠・出産、育児休業等をしながらか継続就業しよう とする労働者の就業環境を整備するために

- ・妊娠・出産等への嫌がらせ（マタニティハラスメント）の防止が事業主の義務になります。

#### 3 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立 支援制度を整備するために

- ・パートなど期間雇用の方の育児休業取得要件が緩和されます。
- ・子の看護休暇が半日単位で取得できるようになります。
- ・特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子についても、育児休業が取得できるようになります。



編集 宮城労働局雇用環境・均等室

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎8F TEL 022-299-8834/8844

この広報誌は宮城労働局ホームページでもご覧いただけます。(宮城労働局HP <http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



“On your side!”は、宮城で奮闘する経営者の方々、働く方々、仕事を探す方々の傍で「お役に立ちたい」と願う私たちからのメッセージです。

“Good job”を合言葉に、魅力ある職場を目指す皆様から、「Good job!」と言っていただけるよう、私たちは頑張ります。



厚生労働省

月報

宮城労働局

No.6  
平成28年  
10月発行

ひと、くらし、みらいのために

～ On your side ! ～

# 宮城「働き方改革」に向けた共同宣言を採択

～ 働き方の見直しで働く人も家庭も企業も元気に（官民あげての魅力ある職場づくり）～



宮城働き方改革推進等  
政労使協議会  
(平成27年12月設置)



宮城働き方改革推進等政労使協議会構成員：宮城県、仙台市、宮城県経営者協会、宮城県中小企業団体中央会、宮城県商工会議所連合会、宮城県商工会連合会、日本労働組合総連合会宮城県連合会、株式会社七十七銀行、東北経済産業局、宮城労働局

8月31日 宮城県内の「働き方改革」を積極的に推進するため、「宮城働き方改革推進等政労使協議会」を構成する10機関による「共同宣言式」が、村井知事及び尾形宮城労働局長をはじめとする各機関のトップ等の出席のもと、宮城県庁で開催されました。

宮城県と宮城労働局は、先に「宮城県における雇用の安定と定住推進協定」を締結したところですが、今回の共同宣言の採択には、上記の協議会のメンバーも加わり、県内の気運の醸成を図るための取組を政労使が一丸となって積極的に推進していくことを誓いました。

非正規雇用労働者が多い宮城県では「有期契約労働者の正社員転換等」が急務となっている中、共同宣言の採択と併せ、全国初の試みとして、宮城県、宮城労働局合同で、就業規則に転換ルールを定めるなど、働き方改革の推進において他の模範となり、地域での先進的モデルとなる企業として、(株)藤崎様の共同表彰が行われました。

(雇用環境・均等室 電話 022-299-8834)



株式会社藤崎代表取締役 藤崎三郎助様(写真中央)  
村井知事(写真右)、尾形労働局長(写真左)

## 無期転換等の先行実施モデル企業 株式会社藤崎様が共同表彰を受けました



株式会社藤崎本社へ編集部が訪問し、須田執行役員 人事部担当部長にインタビュー。

2面に掲載

- ・無期転換の企業メリット
- ・正社員転換等、今後の取組
- ・生産性や人材確保との関係
- ・女性の登用などへのチャレンジ
- ・労働局や労働行政に期待すること



無期転換は、お客様との接点を担うCS社員の方々が、安心してモチベーションを持って働いていける環境をつくるのが一番の目的。  
それが業績につながっていくのではないかと考えています。

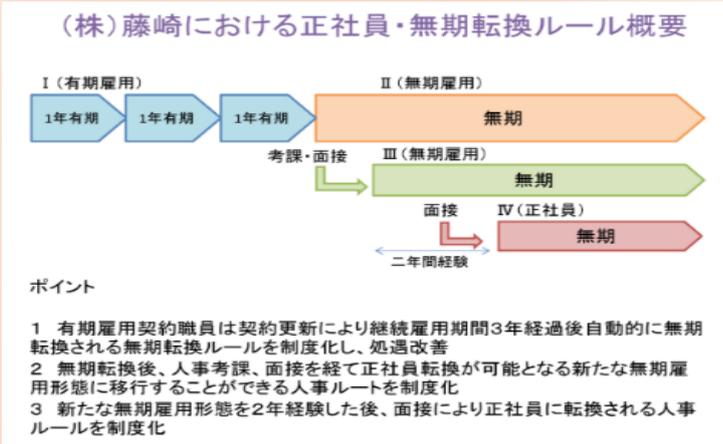
株式会社藤崎  
須田執行役員 人事部担当部長(写真右)  
星人人事部労務担当 担当長・課長(写真左)

——この度の表彰おめでとうございます。  
五年到達前に期間満了となる例も多中で、三年経過で全員無期雇用に転換される仕組みは、どのようなメリットがあるのでしょうか。  
**（須田部長）** 従業員が安心して働ける環境をつくるということ。藤崎では、お客様と販売員との接点、ふれあいというものを一番大事にしています。今はインターネットでどこでも物が買える時代になりましたが、価格では百貨店では、お客様に価格以上のメリットをどうやって感じていただけるか考えた時に、人と人とのつながりという接点が一番大事だと考えています。  
その接点を担っていただく、CS社員の方々が雇用に不安なく働いていただける環境をつくるというところが、まず一番の目的と考えています。また、新卒も採用しておりますので、ご本人が藤崎に入って早く無期雇用に転換して社員を目指すことで、親御さんにも安心していただきたいという、二つの部分を考えて、今回早期に導入したということです。

——正社員転換への今後の取組については、どのようにお考えでしょうか。  
**（須田部長）** 現在も制度はあり、転換している方々もいますが、さらに積極的に転換を図ってきたいと思っています。  
——無期転換制度や正社員転換に向けて、生産性や人材確保との関係については、今後どのようなことが期待できるでしょうか。  
**（須田部長）** 安心してモチベーションを持って働いていけるような環境というのが、その人の仕事への意欲へつながっていくと思いますので、さらにいい接客をしていただけではないかと。それが業績につながっていくのではないかと考えています。  
自分から企画をしたり提案したりということを積極的にしてくださるCS社員の方々には一刻も早い段階で社員になっていただいて、藤崎の業績に大きく関わるといっていいと思います。

——女性の登用などに関する「えるぼし認定」制度へのチャレンジなどはいかがですか。  
**（須田部長）** 現在も女性社員が圧倒的に多い職場で、新卒の応募についても男性よりも女性が多い状況です。今はまだ管理職は男性の比率が多いのですが、徐々に上がってほしいと思っています。女性の場合は、特に三十代で子育ての期間に入り、休職されたり短時間勤務になるところがありますが、条件に合うのであればチャレンジしたいと思っています。  
——最後に、労働局や労働行政に期待することがございましたら、お聞かせください。  
**（須田部長）** 時間管理やワーク・ライフ・バランスについて、非常に問題意識を持っています。長時間労働を削減していく方向で取組を始めようとしているところであり、それが、女性の活躍にもつながると思っています。

生活産業、百貨店ですので、従業員が自分のワーク・ライフ・バランスを保って、私生活をきちんと楽しく送ることがないと、人間としての幅やお客様の生活への視点も狭くなるので、長時間労働の削減の取組や、生き方を自ら変えていくということを進めようと思っています。  
これは、私どもだけではなく、どの会社も、役所も、社会全体で取り組んでいかないと、長時間働けば営業の実績が上がるといいます。  
ぜひ、社会全体への働きかけがあるとか、ほかの企業の例の取り上げであるとか、それが当たり前なんだという風潮をつくっていただければと思いますし、より短い時間で成果を出すという働き方をみんなで取り組んでいかないといけないだろうと思っています。



# 労働災害の増加に歯止めを！

# 宮城労働局長が要請

## 宮城労働基準協会会長へ 製造業の災害防止対策等について要請

## みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進大会で 建設業の労働災害防止の徹底を要請



宮城労働基準協会矢萩会長(写真左)に要請書を手渡す尾形労働局長(写真右)

9月5日、宮城労働基準協会を訪問し、矢萩会長(株式会社コアテック 取締役会長)と面談、増加する県内の労働災害の防止対策について協力を要請しました。

県内の製造業における労働災害は、平成28年8月末現在、休業4日以上の死傷者数で293人で、前年同期と比べ25.8%の大幅な増加となっています。特に、はさまれ・巻き込まれ災害を中心に、食料品製造業や金属製品製造業で増加しており、水産加工工場で冷凍庫の扉に身体を挟まれる等の死亡災害も3件発生しています。業務の繁忙や人手不足の背景もあり、今後も労働災害の増加が懸念されることから、安全装置の点検・改善等、各事業場において安全管理の再徹底がなされるよう協力を求めたものです。

なお、当日は、過重労働対策やメンタルヘルス対策を最重点事項と位置付けした全国労働衛生週間や、最低賃金の引き上げに向けた「業務改善助成金」、非正規雇用労働者の処遇改善支援に資する「キャリアアップ助成金」の会員への周知についても併せて協力を要請しました。

9月6日、535名の建設関係者が参加して開催された「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動推進大会」で、本運動がセカンドステージに入ったことを受け、「当初の決意が薄らいでいないか、マンネリに陥っていないか、省みることが重要。」と訴え、「震災復興工事で新たな犠牲者を出してはならない。」と、労働災害防止の徹底を要請しました。



労働災害防止の徹底を要請する尾形労働局長

県内の建設業の労働災害は土木、木建工事業を中心に今年に入り14.4%の増加となっており、死傷者262人、死亡災害も4件発生していることから、会場参加者には緊急メッセージが配布されました。

(労働基準部健康安全課 電話 022-299-8839)

## 障害者の雇用促進・維持に関する要請



9月1日 宮城県、仙台市、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部と宮城労働局が連携し、宮城県内経済団体5団体※に対し、障害者の雇用促進・維持に関する要請を行いました。

※(宮城県商工会連合会、宮城県中小企業団体中央会、宮城県商工会議所連合会、一般社団法人宮城県経営者協会及び宮城県中小企業家同友会)

【要請項目】①障害者雇用のより一層の促進、②法定雇用率未達成企業における法定雇用率2.0%の早期達成、③職場定着に向けた着実な取組、④職場見学及び職場実習の積極的な受入

◀ 宮城県中小企業団体中央会 今野会長(写真左)に要請書を手渡す吉松職業安定部長(写真右) (職業安定部職業対策課 電話 022-299-8062)

## 宮城県最低賃金は平成28年10月5日から時間給748円に

10月5日から宮城県最低賃金は、時間給748円となります(22円引上げ)。

各都道府県の最低賃金も改正されることとなり、近県等の状況は右の表のとおりです。

例年にない引き上げ率(約3%)で、働き方改革に伴い、企業側の処遇改善に色々努力をお願いすることとなりますが、業務改善助成金等の支援制度を設けています。

(労働基準部賃金室 電話 022-299-8841)

### 宮城県近県等の最低賃金改正状況

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効日
宮城	748(726)	22	平成28年10月5日
青森	716(695)	21	平成28年10月20日
岩手	716(695)	21	平成28年10月5日
秋田	716(695)	21	平成28年10月6日
山形	717(696)	21	平成28年10月7日
福島	726(705)	21	平成28年10月1日
東京	932(907)	25	平成28年10月1日

※( )内は、平成27年の改正額です。

30円UPで助成額  
**50万円**から  
業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、生産性向上のための設備投資の費用の一部(割7割)を助成します。

【お問合せ】  
宮城県最低賃金総合相談支援センター 0120-750-573

労働者の安全や健康を守る企業の証

## ご存じですか 安全衛生優良企業公表制度

労働災害の防止や労働者の健康確保対策は、働く全ての人やその家族にとって大切なことです。この制度は、労働安全衛生対策をより広く認知してもらうとともに、積極的な取組を進める企業を応援することを目的として、平成27年6月から始まりました。

(労働基準部健康安全課 電話 022-299-8839)

宮城県内で安全衛生優良企業として認定された企業

企業名	認定年月日
株式会社七十七銀行(仙台市青葉区)	平成27年10月8日
宮崎工業株式会社(加美郡加美町)	平成27年11月12日
同事建設株式会社(仙台市太白区)	平成28年8月26日

職場のあんぜんサイト

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html)

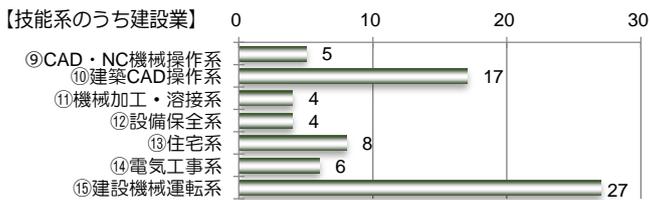
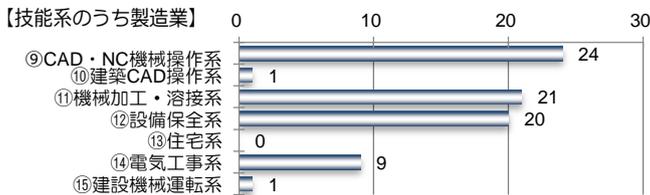
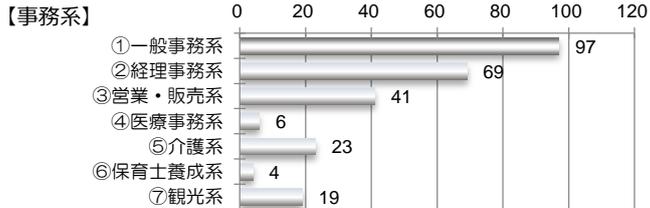
認定された企業のみが使用できるシンボルマーク



# 職業訓練に企業が求めるもの

職業訓練に関するアンケート調査（企業用）の結果（概要）についてお伝えします。

（職業安定部地方訓練受講者支援室 電話 022-205-9855）



## ●調査について

就職に必要な技能・知識を身につけるための職業訓練は、大きく分けて「求職者支援訓練」と「公共職業訓練」の2種類があり、数多くのコースが用意されています。各ハローワークでは職業訓練の相談、申し込み手続き、就職に向けた個別支援等を実施しています。

この調査は、企業が求める訓練をより正確に知るため、ハローワークの窓口や事業所訪問による聞き取り又は郵送により、県内の求人事業所等人材ニーズの高い事業所218社に対してアンケート形式で行ったものです。

## ●事務系訓練に関すること

多くの業種が、最低限必要なニーズとして、ワープロ計算やデータ処理等のパソコン操作を掲げています（①一般事務系及び②経理事務系に設定。）。

また、新たな訓練コースとして、マーケティング、商品開発、販路開拓、おもてなし接客、ビジネスマナー、商品企画が求められていることが分かりました（③営業・販売系及び⑦観光系への設定が求められている。）。

## ●技能系訓練に関すること

製造業では、⑨CAD・NC機械操作系、⑪機械加工・溶接系及び⑫設備保全系が求められており、建設業では、⑩建築CAD操作系及び⑬住宅系のニーズが高く、いずれも現在のコースがマッチしていることが分かりました。

また、建設業の短期講習型である⑮建設機械運転系については、震災後の高い需要が現在も継続している状況が確認されました。

## 改正法の説明会を開催します！

（雇用環境・均等室 電話 022-299-8844）

平成29年1月1日から、改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法（以下、「改正法。」）が全面施行されることに伴い、上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務付けられます。

そこで、事業主等が、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置の必要性、並びに改正法及び関係省令等に基づき、新たに義務付けられる内容について理解を深めるため、平成28年9月1日から平成28年12月31日までの期間、「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」と銘打ち、全国の都道府県労働局において事業主等を対象とした説明会を実施します。

- ・説明会：仙台会場（仙台国際センター大ホール）  
平成28年10月31日（月）14時00分～16時00分
- ・説明会：石巻会場（石巻市総合体育館）  
平成28年11月8日（火）13時30分～15時30分

全国マタハラ未然防止対策キャラバン  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133842.html>



## 障害者就職面接会を開催

（職業安定部職業対策課 電話 022-299-8062）

宮城労働局と県内各ハローワークは、宮城県などの関係機関と連携し、就職を希望する障害者と障害者雇用に取り組む企業が一堂に会した面接会の場を提供し、1人でも多くの障害者の方が早期に就職できるよう、県内4か所で「障害者面接会」を開催しました。



## インターンシップの皆さんが本誌編集会議を体験！！



宮城労働局では、労働行政の現場を体験していただくためのインターンシップを毎年実施しています。今年は9月5日から5日間、県内の大学生6人をお迎えしました。労働局、労基署、ハローワークで様々な業務を実際に体験するカリキュラムの中で、本誌編集会議の臨時メンバーとして、10月号の誌面作りにも参加しました。創刊以降のバックナンバーを手にとって、読者視点の意見も多数いただくなど、編集部にも良い刺激となりました。労働行政を目指す他の方々にも、ぜひインターンシップ制度を活用していただきたいと思います。



編集 宮城労働局雇用環境・均等室

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎8F TEL 022-299-8834/8844

この広報誌は宮城労働局ホームページでもご覧いただけます。（宮城労働局HP <http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

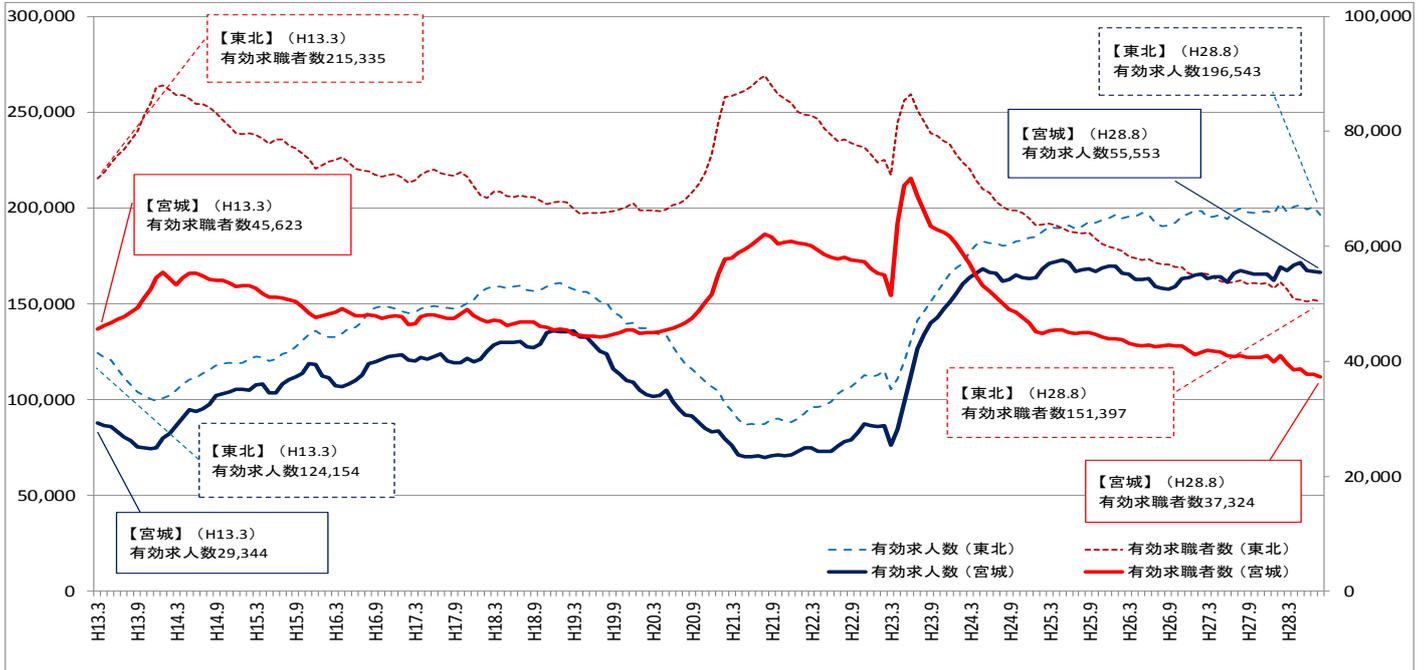


“On your side!”は、宮城で奮闘する経営者の方々、働くの方々、仕事を探さる方々の傍で「お役に立ちたい」と願う私たちからのメッセージです。  
”Good job”を合言葉に、魅力ある職場を目指す皆様から、「Good job!」と言っていただけるよう、私たちは頑張ります。



# 宮城と東北の雇用情勢

<東北・宮城>



※グラフ中の有効求人人数・有効求職者数は季節調整値

有効求人人数と、有効求職者数について、宮城・東北を15年程度の期間で表したグラフです。

有効求人人数は、平成14年からの「いざなぎ景気」により、増加傾向でしたが、平成20年後半からの「リーマンショック」による景気悪化で急減し、再び持ち直してきたところ「東日本大震災」により一時減少し、その後は復興需要等により急増して横ばいの動きです。

有効求職者数は、リーマンショックと震災による影響で、山が形

成(求職者急増)されていますが、この山(急増)を取り去ってみると、求職者の減少に連続性が見られます。これは、有効求職者が、長期的に減少トレンドとなっていると言えます。そのため、ハローワークでは、ハローワークのサービスをご存じない方等、潜在的な利用者の掘り起こしを図るとともに、ハローワークの一層の利用促進を図っていくこととしています。

(職業安定部職業安定課 電話 022-299-8061)

## 労働災害発生状況(平成28年8月末)

製造業で機械等への挟まれ・巻込まれ事故が増加!

休業4日以上の死傷者数 (うち死亡者数)	宮城労働局の労働災害発生状況(1月～8月) (速報版)			平成28年8月31日現在	
	平成28年	平成27年同期	平成26年同期	平成28年と平成27年の比較	
				増減数	増減%
全産業	1,468人 (12人)	1,354人 (10人)	1,454人 (13人)	114人 ( 2人)	8.4%
製造業	293人 (3人)	233人 (2人)	266人 (1人)	60人 ( 1人)	25.8%
建設業	262人 (4人)	229人 (1人)	236人 (3人)	33人 ( 3人)	14.4%
陸上貨物運送事業	181人 (0人)	180人 (3人)	201人 (4人)	1人 (▲3人)	0.6%
林業	18人 (1人)	19人 (0人)	16人 (1人)	▲1人 ( 1人)	▲5.3%
第三次産業	648人 (4人)	625人 (3人)	662人 (1人)	23人 ( 1人)	3.7%
商業	258人 (0人)	222人 (0人)	255人 (0人)	36人 ( 0人)	16.2%
小売業	182人 (0人)	172人 (0人)	192人 (0人)	10人 ( 0人)	5.8%
社会福祉施設	100人 (0人)	89人 (0人)	78人 (0人)	11人 ( 0人)	12.4%
上記以外の業種の合計	66人 (0人)	68人 (1人)	73人 (3人)	▲2人 (▲1人)	▲2.9%

8月末の宮城県内の休業4日以上の労働災害は、全業種で、死亡12人を含む1,488人となっています。前年同期比では、全業種で8.4%の増加となっており、製造業26%増、建設業14%増、商業16%増、社会福祉施設12%増など、大幅に増加しています。

製造業のうち、食料品製造業が30%増、金属製品製造業37%増で、災害の内容では機械等の挟まれ・巻込まれが大幅に増加していることから、安全装置の確認・作業標準の徹底をお願いします。

(労働基準部健康安全課 電話 022-299-8839)



厚生労働省

月報

宮城労働局

～ On your side ! ～

No.5

平成28年

8月・9月合併号

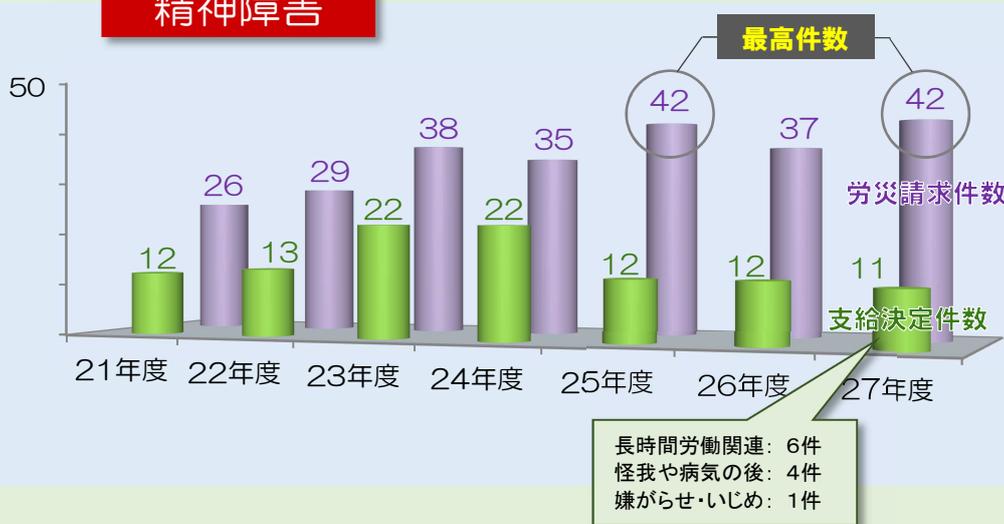
ひと、暮らし、みらいのために

“On your side!”は、宮城で奮闘する経営者の方々、働くの方々、仕事を探す方々の傍で「お役に立ちたい」と願う私たちからのメッセージです。  
“Good job”を合言葉に、魅力ある職場を目指す皆様から、「Good job!」とっていただけるよう、私たちは頑張ります。

## 宮城の労災補償状況

(労働基準部労災補償課 電話 022-299-8843)

### 精神障害



平成27年度の宮城労働局における過労死等の労災請求件数については、**脳・心臓疾患は前年度に引き続き減少**(16件)したものの、**精神障害は過去最高となった平成25年度と同水準**(42件)となりました。

なお、**全国**における労災請求件数は高止まりとなっており、特に**精神障害は過去最高**(1,515件)となっています。

支給決定\*された事案の内訳を見ると、**脳・心臓疾患**(9件)については**すべてが長時間労働に起因**したものとなり、また、**精神障害**(11件)の出来事別については**長時間労働関連事案(6件)が最も多く**、次いで、事故等によるケガや病気を端緒とした事案(4件)、嫌がらせやいじめによる事案(1件)という結果となりました。

今回、過労死等により**労災認定された事案の大半が長時間労働に起因**するものとなるなど、**「働き方改革」への取り組みがますます重要**となっています。

\*「支給決定」の件数は、決定した件数のうち「業務上」と認定した件数です。

### 脳・心臓疾患



### 全国では ～ 過労死等の労災請求状況 ～



※「過労死等」とは・・・

(過労死等防止対策推進法第2条)

- ① 脳・心臓疾患(業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患、又はこれらを原因とする死亡。)
- ② 精神障害(業務における強い心理的負荷による精神障害、又はこれらを原因とする自殺による死亡。)

平成27年度「過労死等の労災補償状況」を公表  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000128216.html>



# 宮城県最低賃金の改正を諮問

7月11日、宮城労働局長（尾形 強嗣）は宮城地方最低賃金審議会（会長 金崎芳輔東北大学大学院教授）に宮城県最低賃金の改正を諮問しました。今後、改正のための調査審議を行い、**8月上旬**には会長から労働局長に改正額が**答申**されます。



尾形宮城労働局長（写真左）から宮城県最低賃金改正の諮問を受ける金崎宮城地方最低賃金審議会会長（写真右）

宮城県最低賃金の金額（現行時間給 726 円）は、**47 都道府県のなかで中位**にあり、全国加重平均（時間給）との差額は、20 年前には 42 円、平成 20 年（リーマンショック）時では 50 円でした。

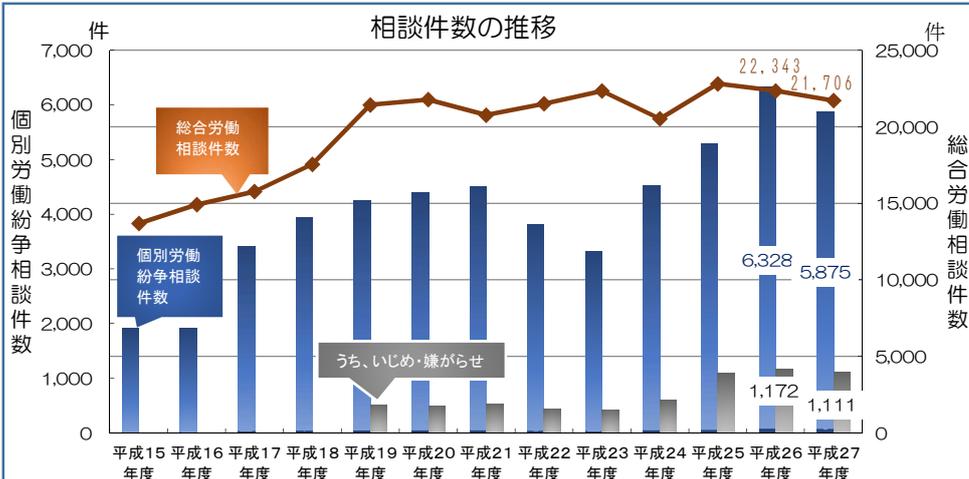
平成 23 年の東日本大震災で沿岸地域の経済が壊滅的状況となった際には、62 円となり、復興・復旧によっても改正額は伸びず、平成 27 年には全国加重平均の 798 円に対して県最賃が 726 円と、その**差額が 72 円までに拡大**しています。

（労働基準部賃金室 電話 022-299-8841）

## 「いじめ・嫌がらせ」の相談が3年連続で千件超え！

県内総合労働相談コーナー等に寄せられた相談の状況（平成 27 年度）

（雇用環境・均等室 電話 022-299-8844）



平成 27 年度に県内の総合労働相談コーナー等で受け付けた総合労働相談件数（全数）は 21,706 件（前年度比では 2.9%減）となり、**9 年連続で 2 万件を超える**高水準が続いており、うち「**いじめ・嫌がらせ**（パワハラ含む）」は、**1,111 件**で、3年連続で 1,000 件を超えています。

いじめ・嫌がらせに関する相談が高止まりとなっている原因を分析すると、「**パワハラ等の概念の周知**」が進んでいる一方で行為者と受け手の認識に乖離があるため、パワハラ等の防止対策への一層の取組のほか、働き方改革の推進による「**魅力ある職場づくり**」をサポートしてまいります。

職場のトラブル ⇒ 宮城労働局雇用環境・均等室、各労働基準監督署、ハローワーク気仙沼内の総合労働相談コーナーにご相談ください。

## 夏休みですが…アルバイトも労働者です

学生のみならず、とりあえずこれだけは知っておきましょう……

### アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

- 1 アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
- 2 バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
- 3 アルバイトでも、残業手当があります
- 4 アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- 5 アルバイトでも、仕事へのけがは労災保険が使えます
- 6 アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- 7 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

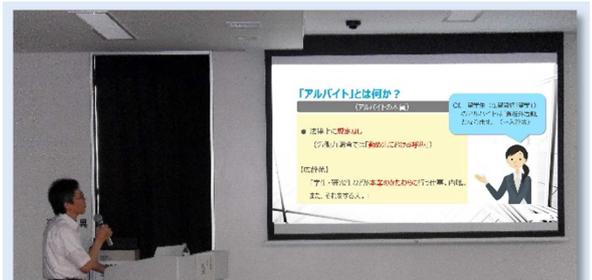
夜間・土日の相談は  
労働条件相談ほっとラインへ  
0120-811-610  
月・火・木・金：午後5時～午後10時  
土・日：午前10時～午後5時

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」  
「労働条件を確かめよう！」  
詳しくはこちら  
労働条件相談ほっとライン  
（労働条件を確かめよう）

厚生労働省

働き始めてから、「最初に聞いた話と違って」ということにならないように、会社から契約書など書面をもらい、**労働条件をしっかりと確認**しましょう。困ったときは、「総合労働相談コーナー」へ相談しましょう。

宮城労働局総合労働相談コーナー  
022-299-8834



宮城労働局長尾形局長による、アルバイトと労働法に関する講演の様子（東北大学にて）

夜間・土日の相談は  
労働条件相談ほっとラインへ  
はい！ りょうどう  
0120-811-610  
月・火・木・金：午後5時～午後10時  
土・日：午前10時～午後5時

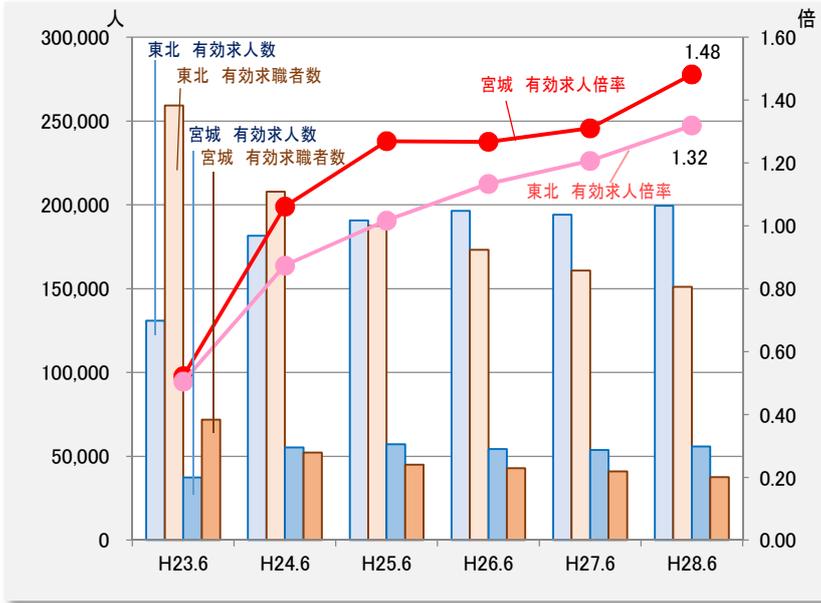
詳しくはこちら→  
ポータルサイト  
「確かめよう 労働条件」



# 宮城と東北の雇用情勢

(職業安定部職業安定課 電話 022-299-8061)

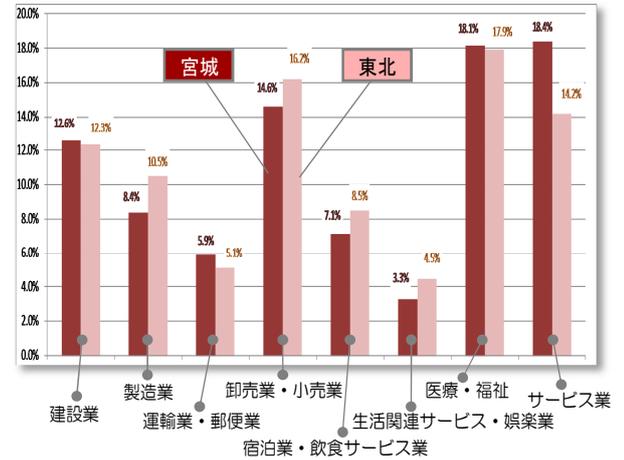
図1 主な産業別有効求人数の構成割合 (平成28年6月)



宮城の有効求人倍率は、**東北全体を上回る伸び**を示しています(図1)。

また、産業別有効求人数では製造業などでは、東北全体の数値と比較して低く、サービス業などでは東北全体よりも高い値となっている点が、宮城の特徴といえます(図2)。

図2 主な産業別有効求人数の構成割合 (平成28年6月)



## 労働災害発生状況(平成28年6月末)

8月は、暑さによる過労や睡眠不足で注意力が低下しがちです！ (労働基準部健康安全課 電話 022-299-8839)

宮城労働局の労働災害発生状況 (1月～6月) (速報版)				平成28年6月30日現在		
休業4日以上の死傷者数 (うち死亡者数)	平成28年		平成27年同期		平成28年と平成27年の比較	
	人数	(死亡者数)	人数	(死亡者数)	増減数	増減%
全産業	1,058人	(10人)	977人	(8人)	81人 (▲2人)	8.3%
製造業	210人	(2人)	175人	(3人)	35人 (▲1人)	20.0%
建設業	194人	(3人)	163人	(0人)	31人 (▲3人)	19.0%
陸上貨物運送事業	146人	(0人)	128人	(3人)	18人 (▲3人)	14.1%
林業	16人	(1人)	13人	(0人)	3人 (▲1人)	23.1%
第三次産業	450人	(4人)	443人	(1人)	7人 (▲3人)	1.6%
商業	195人	(0人)	157人	(0人)	38人 (▲0人)	24.2%
小売業	137人	(0人)	122人	(0人)	15人 (▲0人)	12.3%
社会福祉施設	68人	(0人)	67人	(0人)	1人 (▲0人)	1.5%
上記以外の業種の合計	42人	(0人)	55人	(1人)	▲13人 (▲1人)	▲23.6%

6月末の宮城県内の休業4日以上の労働災害は、全業種で、死亡10人を含む1058人となっています。前年同期比では、全業種で8.3%の増加、**製造業(20%)、建設業(19%)、商業(24%)**で大幅増加となっています。

建設業の内訳では、**土木工事業が33%、木造家屋建築工事業が50%の大幅増加**となりました。

暑さが厳しくなる季節、熱中症対策のほか、積極的な休養等で疲労回復をはかりましょう！

## トライアル雇用奨励金を活用してみませんか？

トライアル雇用は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を**試行雇用**(原則3か月間)することにより、その適性や能力を見極め、**常用雇用への移行のきっかけ**としていただくことを目的とした制度で、雇用のミスマッチを防ぐことができるメリットがあります。

トライアル雇用奨励金は、①**事前にトライアル雇用求人**をハローワーク、地方運輸局、届出を行っている職業紹介事業者に提出し、②紹介を受けた対象者を**原則3か月の有期雇用**で雇い入れ、

③**一定の要件\***を満たした場合に、対象者1人当たり**月額最大4万円を最長3か月間**受けることができます。

\*本奨励金を受けるための要件など、詳しくは**最寄りのハローワーク**又は**職業安定部職業対策課助成金コーナー**へお問い合わせください。  
(電話022-299-8063)

**正社員の雇い入れをご検討の際は、「トライアル雇用」制度の活用も検討してみてもはいかがでしょうか。**

平成29年3月  
新規高等学校卒業  
予定者のための

# 合同企業説明会

企業と  
高等学校  
教諭との

# 就職懇談会

高校生の採用選考が始まる9月に向けて開催！

(職業安定部職業安定課 電話 022-299-8061)



H28.7.14 気仙沼会場(気仙沼市総合体育館)のようす

企業と新規高等学校卒業予定者(以下、「新規高卒者」といいます。)が一堂に会し、企業から新規高卒者に対し、**業界や求人内容等の説明**を行うことで、新規高卒者の職業意識の啓発と適切な職業選択に資することを目的とした**合同企業説明会を県内6会場\***で開催しています。

併せて、同会場において、**企業と高等学校教諭**が意見交換等を通じて相互理解を深めることで、新規高卒者の就職促進と職場定着を図ることを目的とした**就職懇談会**も開催しています。

## 新卒者募集の年間スケジュールの概要(中学、高校、大学等)

時期	中学	時期	高校	時期	大学等
				3月1日	大学等求人受付開始(土日の場合は、翌月曜日)
6月20日	求人受付開始(土日の場合は、翌月曜日)	6月20日	求人受付開始(土日の場合は、翌月曜日)	6月1日	職業安定機関による求人公開及び学校推薦開始
7月1日	求人票返戻開始 求人連絡開始 (求人活動開始)	7月1日	求人票返戻開始 求人連絡開始 (求人活動開始)		
7月以降	職業相談開始				
		9月5日	推薦開始		
		9月16日	選考・採用内定開始		
				10月1日	採用内定開始
12月1日	推薦・選考・内定開始 (注)				

\*6会場

- 【仙台】7/28  
仙台国際センター展示棟
- 【石巻】7/26  
石巻市総合体育館
- 【塩釜】7/25  
塩竈市体育館
- 【古川】7/27  
大崎市古川総合体育館
- 【大河原】8/2  
白石市文化体育活動センター(ホワイトキューブ)
- 【気仙沼】7/14  
気仙沼市総合体育館

## 中小企業向けの

## 「女性活躍推進法説明会」を開催します！

女性はその能力を発揮し、活躍できる体制を整備することは、大企業だけの課題ではありません。「女性活躍推進法」による女性活躍のための行動計画の策定・届出が**努力義務となっている300人以下の企業を対象に**、自社の課題分析や行動計画策定のポイントを分かりやすく説明します。

日時：平成28年9月6日(火) 14:00~16:00

会場：トラストシティカンファレンス仙台

(仙台市青葉区一番町1-9-1 仙台トラストタワー5階)

主催：(株)パソナ(厚生労働省委託事業)

(雇用環境・均等室 電話 022-299-8844)



詳細は「中小企業のための女性活躍推進事業」(<http://l-boshi.com/>)でチェック!!



こちらまでご覧ください

女性の活躍を推進! 仕事と家庭の両立を支援!  
女性の活躍・両立支援 総合サイト



女性の活躍を推進しています  
Positive ACTION  
<http://www.positive-ryouritsu.jp/>

編集 宮城労働局雇用環境・均等室

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎8F Tel. 022-299-8834/8844

この広報誌は宮城労働局ホームページでもご覧いただけます。(宮城労働局HP <http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/>)

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

